事 務 連 絡 令和2年4月17日

 都道府県

 各保健所設置市 衛生主管部(局) 御中

 特別区

都道府県 各 政令指定都市 観光部(局) 御中

各 都道府県 危機管理部局 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部(医政局長) 総務省自治行政局公務員部長 観光庁次長 防衛省統合幕僚監部総括官

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養の実施に向けた支援について

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養(以下「宿泊療養」という。)については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」(令和2年4月2日)及び「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」(令和2年4月2日付け事務連絡)をお示しし、準備を進めるよう依頼したところです。これを受けて、既に一部の都道府県において、宿泊療養が開始されています。

新型コロナウイルスの感染者が、全国的に増加傾向にあり、医療提供体制が逼迫し始めている中にあって、病床の更なる確保に取り組むとともに、限られた医療資源の有効活用の観点から重症者を優先する医療体制へ移行するため、宿泊療養を行うことは重要です。

したがって、各都道府県におかれては、積極的に宿泊療養の事前準備に着手されますようお願いします。

また、各都道府県におかれては、管内の宿泊施設の確保状況や宿泊施設の運営 状況について、厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部(宿泊支援チーム) までご報告いただくようお願いいたします。

今般、関係省庁が連携して、各都道府県の宿泊施設の確保に向けた全面的な支援や運営にあたっての相談、技術的助言などを行っていくこととし、別添のとお

り事務フロー図を整理しましたので、ご参照ください。

なお、宿泊療養に係る費用については、4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において記載されている「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称)」(担当:厚生労働省)及び「新型コロナウイルス感染症対応地域臨時交付金(仮称)」(担当:内閣府)により措置することとしています。

さらに、宿泊療養の実施において、軽症者等の生活支援(食事の提供・回収など)について、必要があれば、自衛隊が一定期間要員派遣を行い技術指導も含めた支援を行っています。具体的な要請にあたっては、災害派遣の手続きにのっとり、各都道府県の災害派遣要請の窓口となっている自衛隊の部隊又は各都道府県に派遣されている自衛隊の部隊の連絡調整要員と調整して頂くよう、お願いいたします。

(お問い合わせ先)

〈厚生労働省〉

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部宿泊支援チーム 吉岡、米倉、伊藤、戸田

TEL: 03-5253-1111 (内線 8653、8753)

〈総務省〉

○総務省自治行政局地域政策課 石黒、岡本 TEL 03-5253-5523、03-5253-5230

〈観光庁〉

○観光庁観光産業課 高築 TEL: 03-5253-8330

〈防衛省〉

○防衛省統合幕僚監部参事官付災害派遣・国民保護班

上野、三宮

TEL: 03-3268-3111 (内線 30950、30951)

無症状者向けホテル等への確保要請から入室・退去までのフロー図 軽症者

〇生活支援 符 〇人退所管理 等

宿泊施

設

0

運営

〇観光庁から情で、1000円では、1000 期・の事が事 (使用

術的支援【厚生労働省】 〇宿泊施設運営に当たって

の

相談

技

選定 準 備

宿泊施設

供【厚生労働省】〇宿泊施設候補の都道府県

^

の

)情報提

宿 泊 施

設

 \mathcal{O}

確 保 \mathcal{O}

県の支援【観光庁】 〇宿泊候補施設への働きかけ等都道府

庁】 把握、条件確認、協力の 刊用可能な

の取付なホテ

、【観光の

【厚生労働省】
ストの作成(観光庁へ提供)
〇受入れホテルの確認事項チェ

ツ クリ

宿泊施設利用 事前準備

・必要数の把握等〇宿泊施設利用への

事

前

準備

都道府県

工程全体における都道府県との連絡調整をネットワークでサポート

【防衛省(※)】 つ た場合の

0

契約を設との関係を

ഗ

頼) (防衛省への本制の協力は (防衛省への)人員の確保

依の

人的支援

〇都道府県! に対する事前準備 【厚生労働省】 の具体的

玉

※自衛隊は都道府県知事からの災害派遣要請で対応